

警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則

昭和45年5月26日
公安委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）第5条第1項第1号に規定する協力援助者（以下「協力援助者」という。）に対する見舞金の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給)

第2条 見舞金は、協力援助者が、協力援助したことに基づいて災害を受け、そのために死亡し、又は重度心身障害（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「政令」という。）別表第2の第8級以上の障害をいう。）となつた場合において、その者の遺族又はその者に対して支給するものとし、その額は、95万円以下の範囲内で、その者の功労の程度に応じた額とする。この場合において、遺族の範囲及び見舞金の支給を受けることができる順位については、政令第10条の5に規定する遺族の範囲、遺族給付一時金の支給を受けることができる順位等の例による。

(支給の決定)

第3条 見舞金の支給の決定は、公安委員会が、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和36年兵庫県条例第44号）第2条第5号の規定に基づく遺族給付又は障害給付の決定と併せて行うものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、見舞金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年6月8日公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年10月9日公安委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年12月28日公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年1月17日公安委員会規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則の規定は、昭和60年10月1日以降見舞金の支給事由が生じたものについて適用し、同日前に見舞金の支給事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成5年4月15日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則の規定は、平成4年4月1日以降に見舞金の支給事由が生じたものについて適用し、同日前に見舞金の支給事由が生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成7年8月8日公安委員会規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害に対する見舞金支給規則の規定は、平成7年4月1日以降に支給事由が生じた見舞金について適用し、同日前に支給事由が生じた見舞金については、なお従前の例による。